

松阪警察署協議会議事録

令和4年度第3回松阪警察署協議会	
日時	令和5年2月10日（金）午後3時45分～午後5時10分
場所	松阪警察署4階会議室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 12名 青井弘子委員、梅村光久委員、グエン ダン ギア委員、 下村真也委員、庄司愛委員、鈴木寛子委員、高岡良治委員、 竹岡春俊委員、永井珠貴委員、前川長三郎委員、 前田朱美委員、山本哲也委員</p> <p>2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長、 留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、 刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	なし
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶</p> <p>2 管内治安情勢（警察署長）</p> <p>(1) 拾得届・遺失届受理状況 「令和4年中における拾得届及び遺失届の受理件数は、前年と比べて増加した」旨説明した。</p> <p>(2) 警察安全相談受理状況 「令和4年中における警察安全相談の受理件数は前年と比べて増加傾向にあり、部門別件数は生活安全関連が最も多く、次いで刑事関連、交通関連となっている」旨説明した。</p> <p>(3) 人身安全関連事案認知状況 「令和4年中における人身安全関連事案の認知件数は、前年と比べて児童虐待事案が増加した」旨説明した。</p> <p>(4) 少年補導実施状況 「令和4年中における少年補導件数は、前年と比べて増加した」旨説明した。</p> <p>(5) 110番通報受理状況 「令和4年中における110番通報は、前年と比べて増加した」旨説明した。</p> <p>(6) 山岳遭難認知状況 「令和4年中における三重県の山岳遭難認知状況は、前年と比べて増加した」旨説明した。</p> <p>(7) 刑法犯認知・検挙状況 「令和4年中における認知・検挙状況は、前年と比べて減少している」旨説明した。</p> <p>(8) 特殊詐欺発生状況 「令和4年中における発生件数は、前年と比べて増加した」旨説明</p>	

した。

(9) **交通事故の発生状況**

「令和4年中における総事故件数は、前年と比べて増加しており交通死亡事故は高齢者の事故が増加している」旨説明した。

(10) **テロの未然防止に向けた取組状況**

「令和5年5月のG7広島サミット、6月の志摩市における交通大臣会合の開催に備え、テロ対策松阪・多気・明和パートナーシップによる活動やテロ等対処訓練を推進している」旨説明した。

3 速度取締り指針説明について（交通第二課長）

「過去5年間に於ける松阪警察署管内の交通事故発生実態に基づき、速度取締り重点路線・重点地域・重点時間帯を指定した」旨説明した。

4 管内の交通情勢等説明について（交通第一課長）

「令和4年中、県内における交通事故死者数は60人で前年比で2人減少し、統計が残る昭和29年以降、過去最少となった。一方、当署管内の交通事故死者数は9人であり前年比で3人増加した。死亡事故の特徴は高齢者や交通弱者の割合が高い水準にある。人身事故全体の特徴は自動車乗車中や自転車乗用中の事故が増え、事故類型では追突事故が最も多く、次いで出会い頭事故であった。これらの交通事故実態を踏まえ、交通安全講話などの交通安全教育の推進や広報啓発活動の実施、交通指導取締りのほか自転車の利用者に対しては、自転車指導啓発重点地区・路線における各種取組の推進や指導等に取り組んでいる」旨説明した。

5 協議内容

(1) **自転車の逆走について**

<委員> 高齢者が運転免許証を返納して自転車に乗るのを目にするようになってきたが逆走が多く危険である。
対策は行っているのか。

【交通第一課長】 70歳以上の高齢者や歩道において自転車を通行可とする交通規制が実施されていれば歩道の走行は可能であり、違反にはならない。

今後も自転車の通行ルールを含めた交通安全講習等を推進して行く。

(2) **横断歩道でのハンドサインについて**

<委員> 横断歩道で手も上げず、渡ろうか迷っている人を見かける。
ハンドサインを更に浸透させてもらいたい。

【交通第一課長】 ハンドサインをすることで、横断歩道における自動車の停止率がアップすることから、自らの安全を守るための行動も含め、「横断歩道”ハンドサイン”キャンペーン」を継続実施して行く。

また、令和4年度からは、歩行者保護を促す「ACTION38キャンペーン」を推進しており、歩行者とドライバーの双方への広報活動を継続していく。

(3) **横断時の停止率について**

<委員> 自宅近くを散歩していると、横断歩道を横断する際に車の停止率が向上していると感じている。
警察による指導の成果が現れてきていると思う。

【交通第一課長】 横断歩道での停止率は、少しずつ改善傾向にある。

JAFの調査と警察の調査で数値が異なるものの、いずれも、停止率は50パーセント前後となっている。

【署長】 停止率の調査が始まったときは三重県は最下位であり、1位は長野県であった。

長野県は警察と教育委員会が協力して「横断歩道では停止すること」、「横断する際は手を挙げること」、「お礼をすること」を教育し、子供たちが成長して運転者となったときには、横断歩道で停止する習慣が根付いているようである。

三重県においては、今後も、停止率向上に向けた施策を継続していくことが重要である。

(4) 電動キックボードについて

<委員> 電動キックボードが運用されることになれば、運転免許の無い学生が乗ることができ、改造なども予想され早期の対策が必要ではないかと危惧している。

【交通第一課長】 法律が施行されれば電動キックボードは、運転免許のない高校生も乗れるようになる。

交通安全教育や利用方法等を含め、学校等の関係機関と連携しながら安全対策を検討していく。

<委員> 電動キックボードは、全国の学校関係者の不安材料である。

学校での第一種原動機付き自転車の許可については、公共交通機関までの距離や家族による送迎の有無等を勘案し、家族と協議した上で許可をしている。

特殊な条件がなければ、高校生の間は運転免許を取得してはならないとしているが、これは過去に高校生の交通事故が多発した時期に学校側が独自に設けた基準であり、法的拘束力はない。

電動キックボードは運転免許を取得しなくても運転できるようになるため、学校や教育委員会としても自転車と同じ扱いになり、学校から購入を禁止することは困難である。

一定の速度が出ることから自損事故を起こしたり、相手に怪我をさせ加害者にもなり得る。

現在は、自転車の利用については中学校、高等学校で交通安全教室も多く行われており、自転車が加害者となる事例等を伝え、入学時には保険加入の必要性についても周知されているところである。

電動キックボードには前例は無く、報道等では有識者が使用に際しては慎重であるべきだと論じており、今後、全国でこのような議論が必要であると感じている。

(5) 速度取締りについて

<委員> オービスのある路線には必ず「速度取締り路線」と表示する必要があると聞いた。

近年、移動式のオービスが活用されているが移動式のオービスも事前表示は必要なのか。

【交通第一課長】 移動式オービスの事前表示は必要ない。

(6) 交通事故の際の防犯カメラ映像の確認について

<委員> 駐車場内での交通事故の際、防犯カメラの映像は、警察しか確認できなのか。

<交通第二課長> 駐車場内での事故は多く、言い分も食い違いが多い。

防犯カメラの映像は、警察が確認し、その結果を関係者に口頭で伝えることが多いが、捜査上の必要性があれば関係者に映像を確認させる場合もある。

(7) 防犯カメラの設置について

<委員> 防犯対策で地区に防犯カメラを設置するには、どのように進めればいいのか。

【生活安全課長】 警察や市が設置しているものもあるが、自治会で設

置しているものが一番多い。

自治会で防犯カメラを設置する場合、市から補助金を出しているところもあるので参考にさせていただきたい。

(8) 不審者情報について

<委員> 不審者情報を見て心当たりがあるものの確信がなく協力できていない。

市民として協力できることはないか。

【生活安全課長】 遠慮することなく不審者情報を松阪警察署の生活安全課へ連絡いただきたい。

(9) 交通指導取締りについて

<委員> 交通取締り要望は、電話でもよいのか。

【交通第二課長】 取締りの要望は、電話でも来訪でも受け付けている。警察署だけでなく、交番や駐在所でも受け付けているので最寄りの警察施設に依頼させていただきたい。

6 警察署長謝辞

備 考	報道機関 1 社 1 名
-----	--------------